

令和5年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1509号）《未定稿》

◎日 時 令和5年10月17日（火）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりのり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員（1人）

21番	嶋崎	秀彦	議員
-----	----	----	----

◎出席説明員

区	長	樋口	高	頭	君	
副	区	長	坂田	融	朗	君
副	区	長	小林	聡	史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	
財産管理担当部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第3回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

日程第1から第7を一括して議題にします。

議案第42号 二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約について

議案第43号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更について

議案第44号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更について

議案第45号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更について

議案第46号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について

議案第47号 後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更について

議案第48号 東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第42号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約については、二七通り東地区歩道拡幅工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額2億8,380万円、契約の相手方は常盤工業株式会社です。

質疑の中で、今回の工事区間に植樹帯や街路樹を設けていないが、二七通り沿道の協議会で協議の結果、植樹帯は設けないことと決まったこと。工事費の積算に当たっては、現在の工事単価や資材単価、東京都が示す公共工事の積算単価等を用いていること。入札に際しては、不当に低い価格で入札が行われないう、最低制限価格を設けて一定以上の価格での落札となるように工夫していること。労務単価や資材単価が著しく上昇した場合は、法に定められた方法にのっとり、業者からの請求に基づき、その上昇分について協議を行い変更していること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第42号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更について、議案第44号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第45号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更について、議案第46号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、

いずれも令和2年第2回区議会定例会において議決された区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に係る工事請負契約について、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、関係官公署の指導による施工方法の変更、機器の仕様変更等による経費の増のため、契約変更をするものです。

議案第43号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額68億9,880万4,000円から約8%増加して、74億5,178万5,000円に、議案第44号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額7億1,991万7,000円から約6.7%増加して、7億6,818万5,000円に、議案第45号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額7億1,474万7,000円から約7%増加して、7億6,510万5,000円に、議案第46号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、変更前の契約金額6億9,810万4,000円から約14%増加して、7億9,610万3,000円となります。

質疑の中で、改築前に校舎に設置されていた校章・園章を新校舎に移設する予定だったが、直径1メートル、重さ50キロほどの鋳物で、壊れて落下する可能性があり危険であるため、新たに強化プラスチック製の校章・園章を作成することにしたこと。改築前の校舎は校庭照明がなかったが、夕暮れどきなどは足元が暗くなるため、通路部分を重点的に照らせるように校庭照明を新設したこと。物価や労務単価の高騰などで契約金額が実勢に合わなくなった場合は、インフレスライド条項を適用するなどして適宜対応していること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第43号、第44号、第45号及び第46号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更については、令和3年第2回区議会定例会において議決された後楽橋補修補強工事請負契約について、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、舗装面積の増、橋梁の構造の変更等による経費増のため、契約を変更するものです。変更前の契約金額17億7,262万300円から約17.5%増加し、20億8,267万6,200円となります。

質疑の中で、後楽橋は千代田区と文京区にまたがる橋で、工事費用は文京区と折半する協定を結んでいること。今後も区境にある橋の工事を実施する場合には、隣接する区と協定を結んで工事を実施すると想定されること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第47号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更については、平成29年第3回区議会定例会において議決された東郷元帥記念公園改修工事請負契約について、擁壁の設置、遊具及び工作物等の仕様変更等による経費増のため、契約変更するものです。変更前の契約金額11億325万2,838円から約26.5%増加し、13億9,526万6,080円となります。

質疑の中で、遊具については、当初想定していた遊具が製造中止になったため選定し直したこ

とや、新たにインクルーシブ遊具を設置することに伴い変更したこと。工事に関しては、地中障害物の発生等により設計どおり進められなくなることがあるため、日常的に工事の所管課と連携・協力し、変更が生じた場合にも、その詳細を確認し手続を進めていること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第48号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第42号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約について、議案第43号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部変更について、議案第44号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第45号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部変更について、議案第46号、区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、議案第47号、後楽橋補修補強工事請負契約の一部変更について、議案第48号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部変更についての7議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定いたします。

日程第8及び第9を一括して議題にします。



議案第39号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

議案第40号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第39号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布により、子ども・子育て支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等が改正されたことに伴い、条例中において引用する法律の条項番号や事務の所管庁を改めるとともに規定を整備するものです。

改正する条例は、千代田区保育の実施に関する条例、千代田区保育施設等運営基準条例、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例、千代田区立こども園条例、千代田区立障害者福祉センター条例、千代田区立障害者就労支援施設条例、千代田区幼

稚園使用条例の7条例です。公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第39号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されることに伴い、千代田区保育施設等運営基準条例において引用する同法の条項番号を改めるものです。公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第40号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第39号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例、議案第40号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれも西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定いたします。

日程第10を議題にします。



議案第41号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

（環境まちづく委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 春山あすか環境まちづくり委員会副委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 環境まちづくり委員会に審査を付託されました1議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第41号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、東京都市計画六番町偶数番地地区地区計画の決定に伴い、建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画が定める地区整備計画の区域内における建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度及び緑化率の最低限度について定めるものです。この条例は公布の日から施行するものとしております。

質疑の中で、本件地区計画に対する地域の合意状況として、令和4年12月に開催した意見交換会では、参加者の9割以上から理解していただき、都市計画法第17条の縦覧手続における意見書の内容がほぼ賛成意見で占めていたことから、おおむねの合意を得たと認識していること。

本条例が改正され地区計画が定められても、都市計画マスタープランの地区別方針の内容には合致していること。また、今後も各地域の住民ニーズを踏まえながらルールを定める地区計画の制度については引き続き拡大していく考えであること。本地区の位置する番町小学校について、今後、想定される建て替えに向けて、所管部署とも当該地区計画の内容を共有し、建て替えによる高さ等の制限に支障がないことを確認していること。本条例が施行された際、既存不適格の建物は存在するが、地域でよく議論した上で特例を設け、本件地区計画では現状の規模での建て替えは認められること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第41号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました1議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第41号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、春山あすか環境まちづくり委員会副委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定いたします。

日程第11を議題にします。



議案第38号 令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

（予算・決算特別委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 岩佐りょう子予算・決算特別委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 全議員で構成する当予算・決算特別委員会に審査を付託された議案のうち、決算の認定についての審査経過及び結果を報告いたします。

議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、常任委員会の所管別に三つの分科会を設置して、それぞれ詳細な調査を行いました。その分科会の調査報告を踏まえ、総括質疑において、多数の事項について質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず、反対の立場から、次のような意見がありました。

区独自の次世代育成手当の支給、発達障害等の療育費助成への拡充、ひきこもり対応の相談窓口開設など評価できる面も見られた。しかし、反対する理由の第一に、2050年までにCO₂排出量ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」の実現を2022年度予算で掲げたが、まちづくりにおいては、低炭素化の取組による環境負荷低減を図る一方で、容積率緩和による高炭素化が加速されているという相入れない現実がある。今年の記録的な猛暑や世界的な気候危機問

題の解決は緊急課題であり、まちづくりの転換と草の根からの気候変動対策の取組を求めるものである。

第二に、住み続けたいという区民の切実な願いに正面から応えようとしないことである。住まいは人権であり、必要とする全ての区民に支援の手が届くよう、借上型を含む公共住宅の供給とともに、居住安定支援家賃助成など、拡充を重ねて求める。

第三に、市街地再開発事業や区道の沿道まちづくり等をめぐり、住民参加、住民合意が不十分である。社会情勢が不安定であることに加え、まちづくりに対する住民参加を実効あるものにするために、まちづくりに関わる情報の積極的な開示と、地権者や住民の意見がまちづくりに最大限反映する仕組みの構築に力を尽くすことを求めるものである。

最後に、コロナ禍や物価高の中、国保料や後期高齢者保険料が負担増となったことである。22年度決算では17億円余の執行残があったため、暮らしや福祉、子育てや事業者への支援の要望などに対して応えられない財政的な理由はない。物価高騰や実質賃金のマイナスが今後も続く中、区民の願いに応える施策の抜本的な充実を求め、決算の認定に反対する。

次の意見として、区全体の多くの事業については、職員数が十分でない中、区民を思い丁寧に仕事をしていると感じるが、今回の決算審査において二つの課題が明確になった。

1点目は、根拠をもって区民に説明できないような特命随意契約が存在し、委託の目的に合った業務内容が実施されているかどうかははっきり確認できる書類が明示されておらず、当該価格が適正であるか否かが不明確な予算執行が見られたことである。

2点目は、まちづくりにおいて区民が置き去りにされている事例があることである。計画の早い段階から情報を公開し、区民の声をよりよく聞いていけば、よりスムーズに区民の納得や賛同が得られたのではないかと。区民から見ても分かりやすく、納得の得られる予算計上と事業執行が大切だと考え、反対する。

次の意見として、神田警察通りの保安業務に一人当たり8万円という社会通念上や常識的には考えられないほど高額な金額を支払っていることの正当性についての根拠、説明が不足しており、到底納得できるものではない。加えて本来作成しなければならないような書類も、頭の中に入っているから大丈夫、必要に応じて作成すると、計画や数字を明らかにしない。また、委託契約というブラックボックスのような不透明な契約に頼り過ぎ、かえって支出を増やしているようにも見える。さらに強引で無理やりな再開発の進め方にも疑問を感じる。「あけぼの予算」と言っているが、中身が見えず、衣ばかりで中身の小さい「天ぷら決算」ともいえるべき本決算には反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場からは次のような意見がありました。

令和4年度予算は「希望の明日につなぐあけぼの予算」として、誰一人取り残すことなく、様々な立場の方々に寄り添う形で様々な施策が展開されたが、予算執行に当たり、予算の流用で幾つか問題点が明らかになった。今後の予算編成において、変化に柔軟に対応しつつも、財政規律を守り、効率的・効果的な行財政運営を行っていかねばならないと考える。

民間開放の在り方については、富士見みらい館での経験を踏まえ、今後、整備される神田錦町

三丁目福祉施設を、初めてDBOの手法によって整備することによる課題が明らかになった。今後、区民目線に立ち、適正な選定を行うための「民間開放のあり方」に関するガイドラインを見直し改定することを求める。

DXについては、区民サービスの向上を重視し、引き続き推進することが重要と考える。人事行政についても幾つかの指摘をしたが、今後10年、20年先を見据えた強固な執行体制の基盤の構築により「組織は人なり」の理念の具現化につながることを期待し、賛成する。

次の意見としては、令和4年度は「希望の明日につなぐあけぼの予算」としてチャンス・チャレンジ・チェンジを強く意識しながら、多様性を認め合い、包摂する社会を目指し、誰一人取り残すことのないよう、様々な立場の方々に寄り添った形で諸施策を展開してきたことは評価する。

具体的には、ICT学校教育システムの推進、保育士奨学金返済支援助成、障害児通所給付事業、子育て・教育応援給付金、出産・子育て支援、新型コロナウイルス対策、認知症支援サービス、商工融資事業、地球温暖化対策の推進、デジタル化の推進に向けた調査検討などの事業である。このたびの分科会調査、また総括質疑において区の前向きな答弁があった。令和6年度の予算に着実に反映させることを要望し、賛成する。

次の意見として、令和4年度決算はちよだみらいプロジェクト（第3次基本計画2015）の総括前に差しかかる節目であり、同時に、新たな時代を見据えた準備の年度でもあり、第4次基本構想の策定も進められた。令和4年度予算は「あけぼの予算」の下、チャンス・チャレンジ・チェンジを意識した3点の柱で編成された。分野別施策として重点事項が掲げられ、こうした取組を推進する予算が生まれ、また、4回の補正予算計上は物価高騰等の社会情勢に対応したものであった。定期監査では全体としておおむね適正であると認められた。是正、改善の指摘を受ける事例もあったが、現場の努力もあり、改善傾向が確認された。また審査の中で、予算の流用、予備費充当は、予算事務規則の範囲内であり、必要であったこと。財政が健全な値であることも確認された。

変化のスピードや問題が複雑化されやすい混沌とした時代でも、最適な即時対応が求められ、社会情勢や国、都の方向性を見つつも、区特有の課題解決など、独自の施策、柔軟性と機動力も必要になってくると考える。引き続き職員の確保と育成、区民参画の在り方、理解が進みやすい共有の方法など、区民との共生、区民福祉の増進と充実を求め、賛成する。

次の意見として、令和4年度一般会計歳出決算額は、前年度に比べて約28億の増となり、また予算執行率は85.4%と1.2ポイント上昇し、区政に対する予算執行でも活気が出てきたように思える。その一方で、不用額は約100億円と、令和3年度より9億円ほど減少したものの、依然として多くの額が執行されていないことが明らかになった。インフレ下では持ち越したお金が目減りするため、できるだけ当該年度内で執行することが求められる。

各分科会での調査はもとより、総括質疑において、不登校対策をはじめ、認知症対策、障害者スポーツ、平和使節団、外神田一丁目計画など、区政全般にわたる質疑に対して、いずれも執行機関からの前向きな答弁があり、今年度の執行、また来年度の当初予算の編成に向けて期待を持てる結果となった。特に、外神田一丁目計画については注目度が非常に高く、世界的観光スポッ

トである秋葉原のさらなる盛り上げが必要であると考え、いま一度奮起を求めるものである。今後は、インフレ対策など直接的に区民生活に関与しなければならない政策、DXなど内部の変革を伴う政策が求められている。いま一度区民のために区民のための予算を適宜適正に執行するよう、区長以下一丸となって取り組むよう要望し、また我々議会もそれに全力をかけて協力することを約束し、賛成する。

次の意見として、令和4年度は様々な環境変化に対する新たな施策への試みも求められ、ウォークアブルなまちづくりやDXの推進など、将来に向けた新しい取組の模索中であることを確認した。ただ、各分科会や2日間にわたる総括質疑でも、執行率の低い個別事業についての質疑や意見があった。個々の事業で契約の結果差金が生じた、努力の結果低予算で収まった等、様々な理由があるにせよ、執行残の総額100億近くというこの金額があれば、もっと斬新で先駆的な区民サービスが考えられたのではないかと。民間にある「伸び代予算」という部分で、例えばほかの予算のDX化で節減した部分をDXの予算に組み込むことができれば、DX担当部署は励みになり、他部署と協調して横串を貫きながら削減の努力をし、DX化を進められるのではないかと。議会の説明責任も当然しっかり果たしていく中で、当初予算を未消化扱いせず、活用できたという扱いにして、貢献度あるいは成果に盛り込む等の柔軟な発想が必要と考える。令和6年度を見据え、区民のQOLの向上の実現に向けて、区民生活や行政運営も新たな変革をもたらす取組の実現に向けて進められていくことを期待し賛成する、との意見がありました。

意見発表を終了し、採決を行った結果、議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算・決算特別委員会に審査を付託された決算の認定についての議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第38号、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

〔桜井ただし議員退席〕

○議長（秋谷こうき議員） 議案第38号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第38号は、賛成多数により可決されました。

〔桜井ただし議員着席〕

○議長（秋谷こうき議員） 日程第12を議題にします。

報告第11号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いいたします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告第11号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてにつきましてご説明申し上げます。

歩行者が区道を通行中、歩道の一部が陥没し、靴を損傷した損害賠償請求事件につきまして、区が当該歩行者に対し6,000円を支払うことで和解いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、ご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） 日程第13を議題にします。

議員派遣について

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

本件は、お手元に配付したとおり、嬭恋村議会との交流会出席のため、私、秋谷こうき、池田ともり議員、小林たかや議員、田中えりか議員、小野なりこ議員、大坂隆洋議員の6名を派遣したいと思ひます。

なお、本件のうち、今後の参加者等の変更については、議長にご一任いただきたいと思ひますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタルトランス・フォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から、閉会の挨拶をお願いいたします。

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長（樋口高頭君） 令和5年第3回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和5年度千代田区一般会計補正予算第2号をはじめ、令和4年度各会計歳入歳出決算の認定のほか、条例の一部改正や契約案件などございました。特に、補正予算・決算の審議に当たりましては、全議員をもって構成されました予算・決算特別委員会におきまして、岩佐りょう子委員長、小林たかや、西岡めぐみ、嶋崎秀彦各副委員長を中心に、長時間にわたって熱心かつ精力的なご審議を賜りました。そのご労苦に対しまして、心より感謝を申し上げます。

今定例会区議会の審議の過程で賜りました貴重なご意見は、今後の区政運営への反映に努めてまいります。加えて、区議会の皆様と十分連携を図りながら、より効率的、効果的な行財政運営に徹し、さらなる区民福祉の向上に全力を傾注してまいります所存でございます。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第3回区議会定例会の閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で本年第3回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時34分 散会